〇農林水産省令第八十六号

行規則の一部を改正する省令を次のように定めづき、並びに同法を実施するため、植物防疫法施第七条第一項第一号及び第八条第七項の規定に基植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

平成十九年十一月二十日

農林水産大臣 若林

第十五条中「郵便局より」を「郵便事業株式会七十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

式会社の事業所」に改める。第二十一条第二項中「郵便局」を「郵便事業株社の事業所から」に改める。

「、ドミニカ共和国及びプエルトリコ」を加える。別表二の一の項地域の欄中「キューバ」の下に

この省令は、公布の日から施行する。

i M · ·